いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

芦別市立上芦別小学校 令和7年(2025年)4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

いじめ とは?

心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、**学校いじめ対策組織**で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合も あるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当す るか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は**学校いじめ対策組織により、判断**します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

上芦別小学校 いじめ防止基本方針 (概要) 全文は学校 HP を 御覧下さい。



本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ等防止基本方針」を策定しました。

- I いじめの未然防止 ~いじめを生まない土壌づくり~
- Ⅱ 早期発見、早期解決 ~小さな変化に対する敏感な気づき~
- Ⅲ 早期の適切な対応 ~問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応~
- IV いじめ問題に取り組む体制の整備
- V 重大事態への対応

上芦別小学校 いじめ対策組織 の役割や活動

○学校内の組織

- ・「生徒指導委員会」 生徒指導上の問題行動に関する指導体制の確立と適切な指導を推進する。
- ・「いじめ防止対策委員会」 いじめ防止に関する措置を実効的に推進する。
- ○相談体制やカウンセリング体制の充実
- ・いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーを活用した校内の相談体制づくりを行う。

本校の いじめ防止 プログラムの活動 ○本校におけるいじめの未然防止や早期発見、早期対応に向けた取組(一部)

- ・人権教室(全学年で実施)
- ・縦割り班活動や上小スマイルチャレンジ(児童会活動)の推進
- ・教育相談やアンケート等による情報収集
- ・特別の教科道徳の推進
- ・日常的な生徒指導交流

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の上芦別小学校のいじめ対策組織担当は、寺川です。

連絡先 0124-22-4021 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

| 相談窓口 | 電話番号 | 相談時間等 |
|--------------------|--------------------------------|--------------|
| 北海道子ども相談支援センター(電話) | 0120-3882-56 | 毎日 24 時間 |
| (メール) | sodan-center@hokkaido-c.ed.jp | |
| 北海道立特別支援教育センター(電話) | 011-612-5030 | 祝日・年末年始を除く平日 |
| | | 9~12時 13~17時 |
| (メール) | tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp | |
| 空知教育局教育相談電話(電話) | 0126-22-39120. | |

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局 生徒指導・学校安全課 Web ページ

